

生活困窮者 自立支援制度 の取り組みを 聞く



谷垣 喜一 議員

問 社会福祉士等の専門職によるワンストップでの対応をしているか。また、現状の人員で対応できるのか。

答 ワンストップサービスを実施するためには、就労支援はもちろん居住確保支援、緊急的な支援などの様々な制度を熟知した職員を配置させる必要がある。

本市の生活困窮者相談窓口は、直営で福祉事務所に設置し2名の職員で対応しているが、今後も関係機関の研修会等に積極的に参加させるなど、様々な事例に迅速か

つ丁寧に対応していきたい。

問 福祉課は、市民課、税務課、建設課、教育委員会、学校と連携する必要があるが、連絡協議会などはあるのか。

答 連絡協議会は設置していないが、その状況に応じて担当職員が関係各課へ生活困窮者自立支援制度の説明を行った上で、相談を促し、その結果について福祉課に内容を報告するようきめ細かな対応を心がけている。

問 包括的、個別的、早期的、継続的な支援が必要だが、どのように取り組んでいるのか。



生活困窮者相談窓口の福祉課

答 生活困窮者の課題は多様で複合的だが、自立相談支援事業の成果を上げるためには、地域のあらゆる関係機関や関係者と連携し、真に生活に困窮している方を早期発見、早期支援し、相談者に対しては、自立を無理に急がせず、相談者の状況に合わせて、切れ目のない継続的な支援に取り組むべきと考える。

地域包括ケアシステムの構築を

問 在宅医療・介護連携の現状及び問題点・課題は。

答 現在は、医療、介護、福祉の専門職などで構成する都留市多職種連携会議を設置し、対応困難な個別ケースの支援方法を検討する中で、在宅医療・介護連携の課題抽出等を行っている。

特に課題となることが想定される24時間のサービス提供体制の整備については、平成28年度に整備予定の看護小規模多機能型居宅介護施設をはじめ、地域の医療・介護サービス資源の活用により、対応していきたい。

問 認知症施策はどのように推進するか。

答 初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断、早期対応や認知症地域支援推進員による相談対応等により認知症の人でも住みなれた地域で生活できる体制の構築に努めている。

本年5月には、認知症への対応、認知症の程度によって利用できるサービス等を記載した「認知症を考えるガイドブック」を作成し、市民の認知症への理解を深め、認知症の方及びその家族が安心して生活できる地域づくりに努めている。

問 地域ケア会議をどのように推進するか。

答 地域ケア会議では、多職種による専門的視点を交えて、高齢者個人に対し適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行い、地域課題の的確な把握や社会資源の開発等につなげることであり、本市においては、都留市多職種連携会議における議論を経て、設置することを予定している。

その他の質問事項

・地域公共交通について

防災への工夫を



小澤 眞 議員

今後、行政側の見解だけではなく、地域住民の皆様の意見も聞きながら検討していきたい。

問 谷村一小避難場所の責任者を2名として興譲館高校エリアと谷村一小エリアに分担すれば、高校完成後にはスムーズに移行できるのではないかと。

答 現在、都留興譲館高等学校が工事のため、避難所として使用できないことから、2カ所の避難所住民が集まることになる。都留興譲館高等学校の工事終了後、2カ所の避難所運営がスムーズに行えるように、現時点から2名の責任者を作り、2カ所の避難所ごとに運営をしていくという方法についても、地域住民の皆様の意見を聞きながら進めていきたい。

問 禾生地区で実施した防災訓練からの問題点は。

答 各自主防災会同士の繋がりが弱いことや、各自主防災会に防災リーダーとなる人材が不足していることなどの問題点が挙げられた。

これを踏まえて、自主防災組織のあり方の再検討、地域の防災リーダーとなる人材発掘及び育成事業を重点的に行い、地域の自主防災会を中心とする地域防災機能の強化を図っていくことが、最重要課題である。



乳幼児・児童に対応した備蓄品

と考えている。

問 備蓄品の市民への周知は。乳児・幼児向けの備蓄品、市立病院における特定治療用の薬は整っているか。

答 これまで、市広報等により備蓄品の周知を行ってきたが、今年度からは避難所ごとの自主防災組織を立ち上げ、その避難所ごとに実施予定の避難所運営訓練の一つに防災備蓄品の確認及び実技訓練を盛り込み、実際に訓練をする中で周知をしていく。

防災備蓄品には、乳児向けとして粉ミルクや紙おむつ、幼児向けとしては、主に非常用食料であるが、小

麦アレルギー対策の米粉パンや、数種類のアルファ米、クラッカー等がある。

都留市立病院の透析関係薬品、院内薬剤の備蓄については、難病患者などの特定治療を行う薬剤や、抗がん剤、免疫抑制剤、抗てんかん剤などの特殊な薬剤を含め、備蓄の目安としては、7日分程度の備蓄として薬剤管理を行っている。

問 白色タオル運動の状況は。

答 昨年度実施した市内全地区の防災研修会、広報する、市ホームページ等により、継続的に住民の皆様へ周知を行っており、現在ではその運動が徐々に広がりを見せている。

今後、市総合防災訓練及び地域の防災訓練等で住民の皆様と連携を図る中で、この運動を更に押し進め、地域ぐるみで「白色タオル運動」による防災対策の推進を図っていきたい。

その他の質問事項

- ・ 東京電力の鍛冶屋坂水路橋について
- ・ 小・中学校の施設設備について

市内の公園利用の活性化を



小林 健太 議員

問 公園設置時または整備する際等、市民がどのようなものが必要としているか、声を聞き市民参画型のまちづくりをしていく必要があると思うが、市民が参画できていないとの声を聞く。

芭蕉月待の湯に併設されている現在改修工事中のわくわく広場、農林産物直売所に併設予定の憩いの広場、市、自治体などが管理する各公園等の利用者数増加見込み及び進捗状況、計画は？

答 「わくわく広場」の遊具については、近年、システム遊具

等を中心に遊具の経年劣化が進んでいるため、遊具の総合的な改修が必要となった。今年度は、すでに遊具の撤去とシステム遊具の新設に着手しており、7月中旬には利用開始予定である。今後、子どもたちが安全に楽しみ、親しんでいただけの公園の整備に努め、多くの方々にご利用していただけるよう、より一層のPRに努めていきたい。



わくわく広場の遊具(改修後)

施設とするため、現在、詳細設計の中へ、市民の声を反映しているところである。

また、子育て世代が訪れやすくするように、直売所施設内にもキッズルームや授乳室などを設ける計画となっている。

「市内各所にある公園」について、本市内には、楽山公園などの都市公園や仲町公園、戸沢の森和みの里、宝の山ふれあいの里にある緑地広場などの市が管理する公園と県が管理する河川公園の他、自治会等で管理している市内各地に設置されている児童遊園や、街中の小公園として整備したポケットパーク、公営団地に併設された遊具等を備えた公園、分譲地に設置された広場がある。

本市の公園は、供用後、長期の年月を経過しているものが多く、遊具等の老朽化も進んでいるため、更新を含め、適切に維持管理を行っていくことが必要である。

今後は、少子・高齢化の急速な進行や地球規模での環境問題、防災意識や健康志向の高まりなど、社会情勢の変化や市民ニーズを見据え、誰もが安全・快適に利用できる公園づくりを目指し、検討していきたい。

なお、児童遊園等の遊具の設置

や修繕については、「まちづくり事業補助金」などの活用が図られるよう周知していきたい。

創業支援事業計画への対応は

問 経済産業省が産業競争力強化法に基づき地域における創業の促進を目的として、市区町村が創業支援事業者と連携して策定する《創業支援事業計画》の受付をしており、第1回から第4回までは山梨県を除く46都道府県606市区町村が認定されている。

次の第6回または第7回の申請に都留市でも認定の申請をしていただきたい。

答 現在、都留市商工会や市内金融機関などと連携を図る中で、第6回の認定申請に向け「創業支援事業計画」の策定に向けた取り組みを進めているところである。

今後とも各団体との情報の共有を進め、連携をさらに強化する中で、まち・ひと・しごと創生の観点からも起業家のニーズにマッチした支援を推進していきたい。

「平和安全法整備法案」と「国際平和支援法案」に反対表明を



板倉 保秋 議員

問 日本は、多大な犠牲の上に成り立った平和憲法の下、「戦争をしない国」として国際社会に認められ、信頼されてきた。しかし今、安倍内閣は、これを根本から破壊し、「戦争が出来る国」にしようとしている。これらの法案は、長谷部恭男教授など多くの憲法学者や山崎拓元自民党幹事長などから「憲法違反」、「国策を大きく誤ることになる」などと反対されている。平和都市都留市からも反対を表明すべきではないか。

答 平和安全法整備法案における関連10法案の改正及び国際平和支援法案の新たな制定については、我が国及び日本国民にとって非常に大きな影響を与える法案であると認識している。

そのため、政府においては、法律の趣旨を国民に丁寧にわかりやすく説明するとともに、国会において十分な議論をつくし、慎重に審議されることを切に望むものである。

太陽光発電設備への対応を

問 都留市においても、「太陽光発電設備」があちらこちらで目につくようになった。しかし、都留市には、太陽光発電事業における届出義務がなく、山の木を伐採した土砂災害が起きそうな急斜面にも設置されようとしている。

県では、届出を義務付ける景観条例等を市町村に求めているというところだが、都留市では、届出だけでなく、防災などの安全対策等を含む協定書を事業者と地域住民が結ぶことが必要ではないだろうか。

答 太陽光発電設備の設置においては、開発行為や農地転用などの規制にかからない限り、太陽光発電事業における設置届出の義務が



大幡地区に整備された太陽光発電設備

ないところであるが、地域環境との調和及び地域住民への情報提供が重要であることはもちろん、一定の届出の義務付けが不可欠であると考え

る。景観条例については、地域の個性、風景、街並み、文化財などの保全及び建物、工作物を景観へ配慮したものに誘導するものであり、平成28年度より見直しにとりかかる都市計画マスタープランとの整合性を図る必要があることから、この時期に併せて策定する予定である。

なお、事業者が太陽光発電設備を設置する際には、地域住民等に対する事業内容の周知、及び土砂の流出や水害の防止等の安全対策等が必要であり、本市としても、できる限りの対策が講じられるよう速やかに

「太陽光発電設備の設置に係るガイドライン」等を作成していきたい。

重度心身障害者医療費助成制度に工夫を

問 県は昨年11月、この制度を変更してしまつた。その結果、健常児は窓口無料のまま、重度障害児は一時払いとなる逆転現象が生じた。県は、事前貸付制度を設けて対応している。

市川三郷町では、これでは不十分だということで、重度心身障害児の保護者を対象にした独自の助成制度を10月から創設する。「保護者の経済的、心理的な負担を少しでも和らげてもらう」のが趣旨とのことである。都留市でも考えられないか。

答 まだ、本市では金銭的な助成制度はないが、保護者の希望により障がい児に放課後等デイサービスや日中一時支援事業等を実施しており、放課後や休日等にサービスを利用していただくことで、保護者の方の負担を軽減するとともに、リラックスする時間を提供しており、保護者のリフレッシュに役立っているものと考えている。

今後、より有効なサービスの提供に向けて調査・検討をしていきたい。